

第 216 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 6 月 13 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

216 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和5年6月13日(火) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和5年6月13日(火) 午後2時30分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(16人)

会長	4番	中村文男	
会長職務代理	9番	川守田雄一	
委員	1番	佐々木正義	2番 石橋薫
	3番	夏坂元一朗	5番 夏堀健一
	6番	梅内道子	7番 山田憲幸
	8番	堀内重男	10番 佐々木一雄
	11番	佐々木徳志	12番 三浦恵美子
	13番	赤石敏文	14番 高橋勝敏
	15番	河守田雄一	16番 工藤信仁

5. 欠席委員(0人)

6. 会議書記

事務局長	野月正治
総括主査	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第3号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第7	議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に関する意見について
日程第8	議案第10号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 16 番 工藤 信仁 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 216 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 出席委員は 16 名中 16 名で、第 216 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 赤石 敏文 委員 工藤 信仁 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 3 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査

佐藤 総括主査	報告第 3 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 5 年 5 月 25 日、土地の引き渡しの時期は令和 5 年 5 月 26 日で、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第 5 議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	議案第 7 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 工藤 信仁 調査員
工藤 調査員	16 番 工藤から説明いたします。 去る 6 月 1 日、田中農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 7 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 7 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 3 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 7 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 6 議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

佐藤 総括主査	議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第 8 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、19 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 9 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,093 円です。 番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年 9 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 4 年 9 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,112 円です。 番号 4 番の利用目的は田、期間は 4 年 9 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 5 番の利用目的は畑、期間は 9 年 9 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,959 円です。 番号 7 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,971 円です。 番号 8 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,989 円です。 番号 9 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,956 円です。 番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 11 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,903 円です。 番号 12 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,933 円です。 番号 13 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,952 円です。 番号 14 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,955 円です。 番号 15 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,970 円です。 番号 16 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,971 円です。 番号 17 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,982 円です。 番号 18 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,995 円です。 番号 19 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 16,933 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 8 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

佐藤 総括主査	次に、日程第7 議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に関する意見について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 佐藤総括主査 議案第9号について、説明いたします。 南部町農林課より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）について意見を求められましたので、審議に諮るものです。 資料については、別に配布しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案と、新旧対照表と、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）の概要、の3つとなっております。 内容につきましては、1枚物の、変更（案）の概要を基に説明いたします。 県では、平成6年1月に「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定し、同法施行令に基づいて概ね5年ごとに見直しを行っております。 前回は令和3年3月に見直しが行われているのですが、今回は農業経営基盤強化促進法が一部改正され、これに伴って県の基本方針が変更となったことから、同様に町の基本方針の変更を行うものです。 主な変更点は「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」「地域計画に関する事項」が項目に追加となり、「利用権設定等促進事業」「農業従事者の養成等に関する事項」の項目を削除、文言の変更をするものです。 概要については以上となりますが、これらの詳細については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」新旧対照表を参考に内容をご確認くださいようお願いいたします。
議 長	議案第9号について、ご異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に関する意見について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
佐藤 総括主査	次に、日程第8 議案第10号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第10号について、説明いたします。 別に配布しております資料に沿って説明させていただきます。 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、農林水産省の通知に基づき、全国の農業委員会で毎年活動計画を定め、自己評価と点検評価を行うものです。 これをホームページなどにより公表することによって、農業委員会の活動を対外的

		にわかりやすくするという取り組みで、今回は、令和４年度の点検評価となります。 ローマ数字Ⅰの１ですが、令和５年４月１日現在の農業委員会の状況や体制についてです。 ２は農家・農地等の概要についてです。 続きまして、次のページローマ数字Ⅱの最適化活動の実施状況ですが、（１）の農地の集積の③の実績は、今年度の新規集積面積 44ha、農地面積 3,610ha、今年度末の集積面積は 1,015ha、集積率は 28.1％、目標に対する達成状況は 82.9％となりました。 その下の（２）遊休農地の発生防止・解消の実績は次ページ③実績ア 既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績（D）2.8ha、今年度の目標に対する達成状況は、34.6％でした。 理由として、農業委員会の点検結果は、農地中間管理機構の利用を勧めるが、受け手がなく貸借が成立しない。所有者が使用しない農地について、継続して耕作及び保全管理する人がいない。というものであります。 下の（３）新規参入の促進は、次のページをお開き下さい。③実績ですが、（参考）新規参入者の参入状況は、参入経営体数は、１経営体、取得農地面積は、0.5ha でした。 下の、２最適化活動の活動目標（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、１人当たりの活動日数は１ヶ月、10 日となっております。 次のページをご覧ください。 （３）新規参入相談会への参加回数 ②実績 新規参入相談会への参加日数は、１回で参加人数は１人でした。 目標達成状況の評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果になりました。実績に対して、それぞれ点数が加算され、今回はこのような結果になりました。 最後、一番下の【推進委員等の点検・評価結果】ですが、目標に対して期待を上回る結果が得られた方が１人で工藤静夫委員が 179 日の活動をされました。目標に対して期待を（やや）下回る結果となった方が 29 人となりました。 今後の予定としましては、本日、この点検・評価と活動計画の案を審議いただき、提出された意見を踏まえまして、６月末に県及び県農業会議へ報告、その後町のホームページで公表する予定です。 以上です。
議	長	議案第 10 号について、ご異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	よって、議案第 10 号「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 216 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。

	(午後 2 時 30 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席
--	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 6 月 13 日

南部町農業委員会会長_____

南部町農業委員会委員_____

南部町農業委員会委員_____